三重短大と「学問の自由」

三重県の県庁所在地・津市に市立三重短大がある。短大に勤めていた頃、公立短大の「スポーツ大会」が三重短大であった。バスケットボール部の名だけの「顧問」として、学生と一緒に行った。人文社会学部長のときには、編入学試験の「学生募集」のために訪ねた。伝統ある社会科学系公立短大として、多くの卒業生を送り出してきた。研究面においても、多くの教員が活躍している。

2016年(平成28年)6月16日 木曜日

「安保法反対」の教員 市議が追及

「政治的」と批判 市立三重短大「研究活動」

萎縮を招く危うい動き

父に支えられ

そんな三重短大について、朝日新聞 6 月 16 日朝刊は写真の見過ごせない記事を伝えている。リードから― 安全保障関連法への反対を表明した津市の市立三重短大の教員が、学校の政治活動を禁じた教育基本法に反すると、市議会から追及を受けている。参院選の論点の安保法に関し、学者への「政治的」との批判。学内には萎縮の空気が広がり、憲法学者らは「学問の自由」が置かれた危うい現状の象徴と指摘する。

追及を受けているのは、憲法学者の三宅裕一郎教授（43）ら。昨夏、「違憲の疑いが強い法案に意見表明することは学者の使命」と考え、学内で反対する「有志の会」の結成を呼び掛けた。教員 30 人中 26 人が賛同。法案に反対する市民団体の事務局も務め、連絡先を短大の研究室にした。こうした活動に対し、自民党員の小林貴虎市議（42）は昨年 12 月議会で、教育基本法に反すると指摘。「教育公務員による政治的団体の結成は、人事院規則に違反する」とも述べた。議場では「教授は罷免や」などのヤジも飛んだ。

短大は 2 月、市に報告書を提出し、「憲法 23 条の学問の自由は、研究成果の発信を保障する。法案への見解を公表し、同じ主張の者と団体を結成しても、研究活動の一環」と反論した。だが、小林市議は 3 月議会でも「研究発表の自由は憲法のどこに書かれているのか。解釈の話だ」と追及を続けた。取材に「市の税金で運営する短大。教員は生徒の技能を伸ばす職務に邁進すべきだ。反対活動をしたいなら、それを許す大学に移ればいい」と話す。憲法学者の福嶋敏明・神戸学院大准教授らは 5 月、法律雑誌「時の法令」で、この問題を取り上げ、市議の主張を批判した。「教育基本法が政治的活動を禁じているのは学校であり、教員有志の活動が抵触するとは言えない」「人事院規則の政治的団体に関する規制は、憲法 23 条の学問の自由の意義を踏まえ、限定的に適用されるべきだ」福嶋准教授は「専門を生かして政府の政策に警鐘を鳴らすことも、大学教員の社会的役割。津市議会の事例はこうした活動を萎縮させかねず、極めて危うい動きだ」と話す。

（2016 年 6 月 23 日）